

令和元年10月31日
厚生労働省神奈川労働局

令和元年台風19号被害に関する対応について

1 特別相談窓口の開設(資料1)

県内の全ての労働基準監督署、ハローワーク等に令和元年台風第19号に伴う影響に関する特別相談窓口を開設しました。

2 特別措置等の実施

① 災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置

災害救助法の適用地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当が受給できます。(通常は再雇用が予定されていれば受給できません。)

② 被害によりハローワークに来所できない方への配慮

来所日の変更、他のハローワークでの手続き受付、電話相談の実施等

③ 被災事業場に係る労働保険料等の納付猶予

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

④ 雇用調整助成金の特例(資料2)

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金について、台風に伴う経営環境の悪化の場合については、以下の特例を実施しています。

- 生産指標の確認期間の短縮等支給要件の緩和(台風15号も対象)
- 助成率の引き上げ、支給限度日数の延長等特例の追加

⑤ 未払賃金の立替払制度の申請手続の簡略化

お勤めになっていた企業が、倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度が利用できますが、今回の豪雨による被災地域の方については、申請手続の簡略化を行っています。

3 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(資料3)

建設業関係団体に対し、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について要請を行いました。

【参考資料】令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

特別相談窓口の開設

神奈川県労働局HP トップページ（重要なお知らせ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

台風19号に伴う影響を受けられたみなさまへ（特別相談窓口を開設しました）



令和元年台風第19号に伴う影響を受けられたみなさまへ

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/20191016_00001.html



台風15号・19号の災害に伴い 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例内容】(台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が、台風15号の影響による場合は令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、台風19号の影響による場合は令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用します。

① 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、台風15号の影響による休業等については令和元年9月9日以降、台風19号の影響による休業等については令和元年10月12日以降に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとして扱います。

② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。

標記の災害発生時において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。

④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 災害発生日まで遡って災害に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年1月20日までに提出されたものについて、休業等の前に届け出られたものとして取扱います。
- 遡らない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

台風15号

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）

台風被害 令和元年9月9日 特例施行 令和元年10月21日 生産量要件適用済 令和2年3月8日

※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

- ②計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）

台風被害 令和元年9月9日 特例施行 令和元年10月21日 遡及申請済 令和2年1月20日
～施行後3か月間～

※施行日以降3か月間においては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

【補足】
遡及申請適用済以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年3月8日まで適用されます。
済が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

台風19号

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）

台風被害 令和元年10月12日 特例施行 令和元年10月21日 生産量要件適用済 令和2年4月11日

※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

- ②計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）

台風被害 令和元年10月12日 特例施行 令和元年10月21日 遡及申請済 令和2年1月20日
～施行後3か月間～

※施行日以降3か月間においては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

【補足】
遡及申請適用済以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年4月11日まで適用されます。
済が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

台風19号の災害に伴う雇用調整助成金の 特例措置を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【追加の特例内容】(台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業者が対象です。)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

① 休業(教育訓練、出向は除く)を実施した場合の助成率を引き上げます。

【中小企業】2/3 ⇒ **4/5** 【大企業】1/2 ⇒ **2/3**

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

② 支給限度日数を延長します。

「1年間で100日」 ⇒ 「1年間で **300日**」

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業者であっても、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、

イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。

(既に実施している特例措置)

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業者についても助成対象としています。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

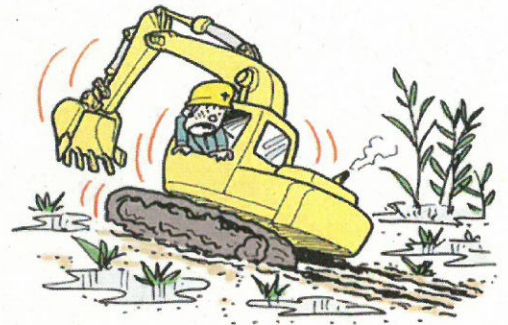
○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

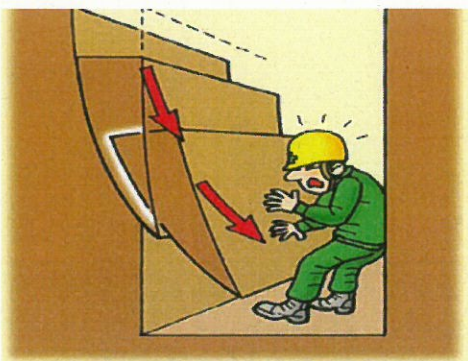


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

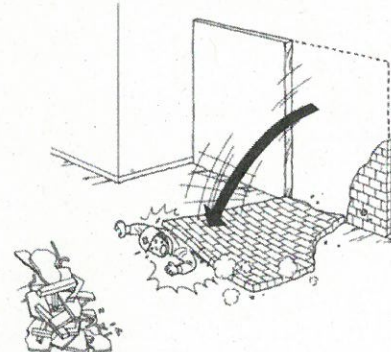
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ 事業者の皆様へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにはばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

(2019.10)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

このたびの台風19号の被害を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 仕事をお探しの方は…

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内のハローワークの「特別相談窓口」などで、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。

2 労働条件等に関するご相談は…

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の労働基準監督署の「特別相談窓口」などで、災害を理由とする労働条件の引下げや解雇・有期契約労働者の雇止めなど、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 就職活動中の学生・生徒の方は…

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内労働局の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方へ

1 雇用保険の特別措置があります

- 災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

- 失業給付の受給資格者が、災害により所定の認定日にハローワークへ来所できない場合や公的機関等の募集する災害救助法適用区域を支援するボランティア活動に参加する場合は、認定日変更の取扱いが可能となる場合があります。また、災害により住所又は居所を管轄するハローワークへ来所できない場合は、住所又は居所を管轄するハローワーク以外のハローワークにおいて給付手続を行うことが可能となる場合があります。

→詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 Q&Aをご用意しています

台風による水害等に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ&Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。

「未払賃金立替払制度」

申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

台風により事業活動が停止し、再開する見込みのない被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122751_00009.html



スマートフォンからも

「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられることがあります。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

「勤労者財産形成持家融資制度」・「労働金庫」

1 財形持家融資制度の特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資制度の返済猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



スマートフォンからも

2 労働金庫における対応

被災により預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、東北労働金庫、中央労働金庫、新潟県労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫の各取扱店舗までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html）

でも、関連の情報をお伝えしています。

スマートフォンからも



令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

このたびの台風19号の被害を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内のハローワークの「特別相談窓口」などで、被災した事業主の方々に、事業所の助成金（休業）や雇用保険の特例給付の相談にお応えしています。

2 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の労働基準監督署の「特別相談窓口」などで、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 豪雨の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災により、計画どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、雇用調整助成金や、雇用保険制度の特別措置もご活用いただくことで、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。台風による水害等による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00073.html)



2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

台風19号の被害による「経済上の理由」（例：損壊した施設設備等の修理に必要な修理業者の手配や部品の調達が困難等）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



3 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付の猶予

台風19号によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料、障害者雇用納付金などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

→詳しくは、労働保険料等については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金等については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

各種助成金の支給申請

台風19号の被害を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→ 詳しくは、労働局または最寄りのハローワークへお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資制度の返済猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html

